

諮問番号：諮問第 238 号

答申番号：答申第 238 号

答申書

第 1 審査会の結論

筑紫野市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

（1）本件処分

本件処分は、法に基づく保護（以下「保護」という。）変更理由として「繰越分割認定」と記載している。令和 4 年 8 月 24 日作成の保護決定調書を見ると、収入認定内訳として、「繰越金」名目で、合計 81,546 円が収入認定され、生活扶助費から控除されている。

（2）法第 24 条第 9 項、同条第 3 項違反

「繰越金」名目で収入認定して合計 81,546 円を生活扶助費から控除することには、根拠がない。保護の「程度」についての決定を誤ったもので、本件処分は違法である。

ア 処分庁の弁明

処分庁は、令和 4 年 7 月分保護費において収入認定を行った雇用保険手当 55,647 円（返納額同額）を同年 8 月分保護費に収入充当（繰越）を行ったこと及び就労収入 103,247 円を同年 8 月分保護費において収入認定を行う保護変更処理によって生じた返納額 22,814 円を同年 9 月分保護費に収入充当（繰越）を行ったものであり、本件処分は適法（正当）であると弁明する。

しかしながら、本件処分は、以下のとおり、法第 24 条第 9 項、同条第 3 項に違

反する。

イ 事実経過

(ア) 審査請求人は、令和4年6月、徳島県において約4日間、就労した。同就労による収入は、103,247円である（以下「本件就労収入」という。）。

(イ) 審査請求人は、同年7月20日、本件就労収入を受領した。そのため、筑紫野市役所生活保護課を訪れ、本件就労収入を得た旨を申告した。

(ロ) 担当ケースワーカーは、同日、同年7月分保護費として57,708円を審査請求人に手渡しで交付した。もっとも、収入認定により返金の必要があるとして、同日中に同金額を返金した。

(ハ) ところが、処分庁は、同年8月分及び同年9月分保護費から、本件就労収入を控除した。

ウ 審査請求人の主張

同年8月分及び同年9月分保護費についての保護決定調書をみると、本件就労収入103,247円のほか、雇用保険55,647円、58,732円などの記載があり、同金額が「繰越金」名目で何度も計上されている。

このように「繰越金」名目での控除の重複が、約1年前から継続している状態にある。

今般、本件審査請求に至ったのは、保有個人情報開示請求により保護決定調書を確認して審査請求人が「繰越金」名目での控除に疑問を持ったものの、審査請求期間との関係で直近の本件処分しか問題にできなかったためである。「繰越金」名目での控除が重複してなされており、その根拠は明らかではない。

したがって、本件処分は、法第24条第9項、同条第3項に違反し、違法である。

(3) 法第24条第9項、同条第4項違反

保護変更理由として、「繰越分割認定」としか記載されておらず、その内容を記載自体から了知できない。決定の理由を付さなかったもので、本件処分は違法である。

ア 処分庁の弁明

処分庁は、令和4年7月25日付け生活保護変更通知書（同年8月1日を保護の変更時期とする通知書。以下「処分通知書1」という。）、同年8月25日付け生活保護変更通知書（同年8月1日を保護の変更時期とする通知書。以下「処分通知書2」という。）及び本件処分に係る通知書（以下「本件処分通知書」という。）

にて通知を実施しており、これにより「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 10 の 2 の (8) の規定に定められた手続を実施したものであることから、本件処分に手続的違法はないと弁明する。

しかしながら、本件処分は、以下のとおり、法第 24 条第 9 項、同条第 4 項に違反する。

イ 不利益処分における理由付記の程度

法第 24 条第 9 項で準用する同条第 4 項が「決定の理由を付さなければならない」と規定する趣旨は、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁判所第三小法廷平成 23 年 6 月 7 日・民集 65 巻 4 号 2081 頁参照）。

ウ 本件における事実関係

本件では、本件処分通知書をみると、保護変更理由として「繰越分割認定」との記載しかなく、収入認定された金額及び内容、繰越の根拠及び内容、分割の根拠及びその金額、当該取扱いについての根拠など一切明らかではない。このような記載では、審査請求人に対し、いかなる事実関係の下、いかなる根拠に基づいて本件処分がなされたのか、その記載自体から了知できない。

処分庁は、局長通知第 10 の 2 の (8) の規定に定められた手続を実施したものであることから、本件処分に手続的違法はないと弁明する。しかしながら、審査請求人は本件処分の理由付記が不十分であると主張しているのであるから、上記弁明は的を射ないものといわざるを得ない。

なお、令和 4 年 8 月 24 日付け保護決定調書については、後日、審査請求人が保有個人情報開示請求により取得したものであり、本件処分に付された理由ではない。

エ 小括

したがって、本件処分は法第 24 条第 9 項、同条第 4 項に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分による保護費の算定について

ア 処分庁は、令和4年9月1日を変更時期とする本件処分を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費を112,080円とし、この額は、審査請求人世帯の状況に令和4年9月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

イ 次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和4年9月分の収入認定額について81,546円とし、この額は、審査請求人の同年8月分保護費の変更によって生じた繰越金（収入充当額）について、法令や通知に則して認定したものであるとしているところ、その認定には誤りがないものと認められる。

ウ さらに、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和4年9月分の保護費を30,534円とし、この額は、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額を減じて算定したものであるとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

エ 以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分通知書をみると、保護変更理由として「繰越分割認定」との記載しかなく、収入認定された金額及び内容、繰越の根拠及び内容、分割の根拠及びその金額、当該取扱いについての根拠など一切明らかではなく、このような記載では、審査請求人に対し、いかなる事実関係の下、いかなる根拠に基づいて本件処分がなされたのか、その記載自体から了知できないと主張している。

一方、処分庁は、令和4年7月25日発行の処分通知書1及び令和4年8月25日発行の処分通知書2により、繰越分割が生じた理由を付記した通知を行っており、これ

により局長通知第 10 の 2 の (8) の規定に定められた手続を実施したものであることから、本件処分に手続的違法はないと主張している。

「生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 10 の 14 は、決定通知書の決定理由の記載について、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされていることは、法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものであり、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならず、これを保護の決定のそれぞれに具体的に示すことは困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとしている。

上記を踏まえ、本件についてみると、本件処分通知書には、保護変更理由として「繰越分割認定」と記載されており、繰越金の内容について具体的な記載はないが、処分通知書 1 には、保護変更理由として、「審査請求人の就労に伴う収入見込み認定」、令和 4 年 9 月の繰越内訳として「22,814 円」と記載されており、処分通知書 2 には、保護変更理由として、「審査請求人の年金手当等の収入認定（雇用保険）」及び「審査請求人の就労に伴う収入認定額変更（実額認定）」、令和 4 年 9 月の繰越内訳として「58,732 円」と記載されている。

このことから、本件処分通知書以前の処分通知書 1 及び処分通知書 2 の記載事項から、本件処分において繰越金 22,814 円及び 58,732 円の合計 81,546 円を収入充当することとなった事実関係等については了知しうるものであるといえる。

したがって、本件処分通知書に記載された内容は、本件処分による保護の決定について、どのような理由によって行われたものであるかを、審査請求人が了知し得ないものとまではいえず、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

（3）付言

繰越金の詳細は、処分通知書 1 及び処分通知書 2 にしか記載されておらず、本件処分の理由について了知するためには、処分通知書 1、処分通知書 2 及び本件処分通知

書の記載事項を踏まえる必要があるといえる。

処分庁は、被保護者に対し処分を行う際は、その処分に係る決定通知書のみで処分の具体的な内容を了知できるよう記載することや、当該決定通知書に記載することが困難である場合は処分理由を説明しうる資料を同時に交付する等、当該処分の内容について被保護者が十分理解できるよう努めるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年12月11日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年1月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第25条第2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

処分庁は、審査請求人から提出された収入状況申告書に基づき、令和4年9月1日を変更時期とする本件処分を行うことを決定し、本件処分通知書により通知を行ったものであるところ、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

なお、付言すると、本件処分通知書には処分理由として「繰越分割認定」と記載されているものの、繰越金の詳細について記載されておらず、処分の具体的な内容を了知するには、処分通知書1及び処分通知書2の記載事項を踏まえる必要があるといえる。

処分庁におかれては、処分を通知する際には、被保護者が処分の具体的な内容をより容易に了知できるよう、処分の内容が分かる資料を添付する等工夫されたい。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子